

# 節税レポート



平成 20年 5月号

発行日 2008.5.1

## 今月のテーマ リース事業による節税

1. 同じ金額の支出でも、経理処理の方法により損金になったり、ならなかったりで、税額に影響します。
2. 書類一枚提出しているかどうかで、認められる処理方法が異なり税額に差が出ます。
3. 種々の角度から検討することにより、節税が可能になります。

節税方法の4つの種類の中に、“利益の繰延節税”がありますが、リース事業を行うことはこれに当たります。

資産を購入して、それをリース資産として貸し付けます。

そうして、購入資産を定率法で減価償却すれば、当初減価償却費が多く発生します。

他方リース収入は一定額となります。

- 1 当初は減価償却費がリース料収入を上回り、赤字となります。年を経るにしたがって減価償却費が少なくなり、リース料収入が減価償却費を上回るようになって利益がでます。
- 2 また決算書上黒字になっても、すぐに法人税等が発生するわけがありません。法人税等は欠損金の繰越控除ができますから、さらに納税の時期を繰り延べることが出来ます。

発行	岡崎駿志税理士事務所
住所	〒190-0022 東京都新宿区新宿6丁目27番10号 塩田ビル203
TEL	03(5287)6818
FAX	03(5287)6819
Eメール	<a href="mailto:info@okazaki-tax.com">info@okazaki-tax.com</a>
URL	<a href="http://www.okazaki-tax.com">http://www.okazaki-tax.com</a>

これらを具体的な数字で見てください。

**例**

- 1 リース資産額 100万円
- 2 リース期間 5年
- 3 リース料収入 年 26万円 合計 130万円
- 4 償却法 定率法 耐用年数 5年
- 5 償却率 0.500
- 6 法人税等 税率 40%

	一年目	二年目	三年目	四年目	五年目	合計
リース料収入 (A)	26	26	26	26	26	130
減価償却費 (B)	50	25	12.5	6.25	6.25	100
利益 (A) - (B)	-24	1	13.5	19.75	19.75	30
欠損金の 繰越控除	0	-1	-13.5	-9.5	0	-24
法人税上 の所得	-24	0	0	10.25	19.75	6
法人税等	0	0	0	4.1	7.9	12

- 1 2年目から利益はありますが、納税が始まるのは4年目からとなります。
- 2 一時償却資産、少額資産を購入して、それをリースすれば購入時に損金算入できます。
- 3 借入金により資産を購入し、元利均等返済の場合、当初は金利部分が多く、大きな金額を損金に計上できます。
- 4 他の事業で利益が出すぎた場合、新たにリース事業を始めると利益の圧縮ができ、納税の繰延ができます。